



外局の内部部局の統一に關する件

閣議決定

各省各庁の外局の内部部局として、局又は部制を必要とするものは、すべて部制とする。

備考

(1) 本措置により現在局制を採つて居るもので部制にするものは、次の通りである。

- 特別調達庁(五局)
- 中小企業庁(二局)
- 貿易庁(四局)
- 石炭庁(六局)
- 海上保安庁(三局)

引揚援護庁(二局) 経済査察庁(二局) 経済査察庁法案は国会提案審議中

(2) 石の外電波庁(一局) 案の補償有かり提案されている。  
本措置により石炭庁設置法、中小企業庁設置法、海上保安庁法及び引揚援護庁設置令の一部改正を行う必要があり、経済査察庁法については一部修正案を提出する必要がある。

(3) 本件措置について連合國軍總司令部との折衝は、内閣において一本で當ることとし、各省別には行わないこととする。